

九州森林学会賛助会員規程

九州森林学会会則第3条にもとづき、賛助会員の規定を次のように定める。

1. 九州森林学会の趣旨に賛同し、寄付金10,000円以上納めたものを賛助会員とする。
2. 賛助会員は本会が行う事業に対して、便益をうけることができる。
 - (1) 講演会、研究発表会、見学、視察旅行などの開催への参加
 - (2) 調査・研究成果出版物 -九州森林研究など- の配付
 - (3) その他、本会が行う事業への参加
3. 賛助会員については会員名簿を作成する。
4. 賛助会員の会費は年5,000円とする。

(平成23年10月28日制定)